

轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同様。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び幼稚園連携認定ごどん園の園長を含む。）の意見を聞かなければなければならない。

4・5 (略)

(報告)

轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は適合設置法人（適合二ども園法第七条第一項に規定する適合設置法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同様。）の理事長（適合設置法人については、その適合設置法人を代表する権限を有する者。附則第十四項及び別表第三備考第二項において同じ。）は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び幼稚園連携認定ごどん園の園長を含む。）の意見を聞かなければなければならない。

4・5 (略)

(報告)

轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の意見を聞かなければなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園の園長を含む。）の意見を聞かなければなければならない。

4・5 (略)

(報告)

第十四条の一 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第二十二条 第二条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（幼稚園教諭認定）ども園の教員を除く。次項において同じくに任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附 則

14 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、

当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（昭成二十四年法律第○九号以下この

第十四条の一 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第二十二条 第二条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（幼稚園教諭認定）ども園の教員を除く。次項において同じくに任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附 則

14 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、

当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（昭成二十四年法律第○九号以下この

第十四条の一 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第二十二条 第二条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（幼稚園教諭認定）ども園の教員を除く。次項において同じくに任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附 則

14 第七条第二項、附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号の私立学校を設置す

る学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

一の学校法人等には、当分の間、学校法人等

項及び附則第十九項において「認定」とも園法一部改正法」(以下、「附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定」「ども園の設置者(学校法人及び社会福祉法人)を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定」とも園の設置者」という。)及び認定による園法一部改正法附則第四条の二の規定により幼保連携型認定による園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定による園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定による園を設置する者を含むものとする。

15 義護教諭の免許状を有する者(三年以上義護をつかさどる主幹教諭又は義護教諭として勤務したことがある者に限る。)で義護をつかさどる主幹教諭又は義護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかわらず、その勤務する学校(幼稚園及び総合による園を除く。)において、保健の教科

以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者及び同法附則第四条の規定により総合による園を設置する者を含むものとする。

15 義護教諭の免許状を有する者(三年以上義

護をつかさどる主幹教諭又は義護教諭として勤務したことがある者に限る。)で義護をつかさどる主幹教諭又は義護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかわらず、その勤務する学校(幼稚園及び総合による園を除く。)において、保健の教科

15 義護教諭の免許状を有する者(三年以上義

護をつかさどる主幹教諭又は義護教諭として勤務したことがある者に限る。)で義護をつかさどる主幹教諭又は義護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかわらず、その勤務する学校(幼稚園を除く。)において、保健の教科の領域に係る事項(小学校又は特別支援学校の小学部にあっては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの)の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

なる」とができる。

（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対し教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又是一種免許状を授与する場合における学力及び支務の検定法、認定ごども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとす る。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用について、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若し

号) 第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学上の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに對して教育職員検定に上り幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、総合ことも園法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たした日」とある。「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たした日」かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たした日」である。

新設
卷之二

くは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職半数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した上」とする。

別表第二（第六条關係）

十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有すること とを必要とする第 一欄に掲げる教員 (当該学校の助教 校の助教論を含む 。)	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 教員又は當 該学校の主 幹教諭(養 護又は栄養 の指導及び 管理をつか さどる主幹 教諭を添く 。)、指導 は講師(二) れらに相当	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大學 において修 得すること を必要とす る最低単位 数
の種類	において 同じ。) の免許状 の種類	の指導及び 管理をつか さどる主幹 教諭を添く	
教諭若しく は講師(二) れらに相当			

別妻第二

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有するこ とを必要 とする第 一欄に掲 げる教員 (当該學 校の助教 諭を含む 。第三欄 において 同じ。) の免許状 の種類	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、第一 欄に掲げる 教員又は當 該學校の主 幹教諭(養 護又は栄養 の指導及び 管理をつか さどる主幹 教諭を除く)、指導 教諭若しく は講師(こ れらに相当	第二欄に定 める各免許 状を取得し た後、大學 において修 得することと する最低單位 数

する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園運営規則認定こととも園の主幹保育教諭、指導保育教諭、又は講師を含む。)と成績で勤務して良好な成績で勤務する旨の実

する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園運営規則認定こととも園の主幹保育教諭、指導保育教諭、又は講師を含む。)と成績で勤務して良好な成績で勤務した旨の実

する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数

備考	幼稚園教諭種別				類別	受けようとする免許状の種類
	状免許二種	状免許一種	状免許專修	状免許		
一 (略)	状 臨時免許	状 二種免許	状 一種免許			した旨の実務證明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
二 第二欄の学校の教員についての同欄の実務證明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する	六	五	三			
	四五	四五	一五			

備考	幼稚園教諭種別				類別	受けようとする免許状の種類
	状免許二種	状免許一種	状免許專修	状免許		
一 (略)	状 臨時免許	状 二種免許	状 一種免許			した旨の実務證明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
二 第二欄の学校の教員についての同欄の実務證明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する	六	五	三			
	四五	四五	一五			

備考	幼稚園教諭種別				類別	受けようとする免許状の種類
	状免許二種	状免許一種	状免許專修	状免許		
一 (略)	状 臨時免許	状 二種免許	状 一種免許			した旨の実務證明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
二 第二欄の学校の教員についての同欄の実務證明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する	六	五	三			
	四五	四五	一五			

る学校法人等の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）。

三一七（略）

八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園及び幼保通撲型認定〔とも園〕の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる。（第十号において「経過日」という。）

九・十（略）

別表第七（第六条関係）

第一欄 第二欄 第三欄 第四欄

三一七（略）

八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園及び総合〔とも園〕の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる。（第十号において「経過日」という。）

九・十（略）

別表第七（第六条関係）

第一欄 第二欄 第三欄 第四欄

三一七（略）

八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園及び総合〔とも園〕の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる。（第十号において「経過日」という。）

九・十（略）

別表第七（第六条関係）

第一欄 第二欄 第三欄 第四欄

所要資格	第一欄に定 有することを必要とする特 別支援学校の教員(二種免 許状の授与を受けようとする場 合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園巡回型認定ども園の教員を含む。)とし て良好な成績で勤務した旨の実務 の証明を有する		第二欄に定 める各免許状を取得し得ることを必要とする最低単位	
	類 額	許 状 の 種 類	教員(二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園巡回型認定ども園の教員を含む。)とし て良好な成績で勤務した旨の実務 の証明を有する	た後、大学において修得することを必要とする最低単位
受けよう				

所要資格	有するこ とを必要 とする特 別支援学 校の教員 (二種免 許状の授 与を受け ようとする 場合にあ つては、幼 稚園、小學 校、中學校 又は高等 等教育学校 又は総合こ ども園の教 員)の免 許状の種 類		第一欄に定 める各免許 状を取得し た後、特別 支援学校の 教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、中 学校、高等 等教育学校 又は総合こ ども園の教 員)を含む。		第一欄に定 められた後、 特別支援学校 の教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、中 学校、高等 等教育学校 又は総合こ ども園の教 員)を含む。	
	受けよう	ることを必要 とする	第一欄に定 められた後、 特別支援学校 の教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、中 学校、高等 等教育学校 又は総合こ ども園の教 員)を含む。	第一欄に定 められた後、 特別支援学校 の教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、中 学校、高等 等教育学校 又は総合こ ども園の教 員)を含む。	第一欄に定 められた後、 特別支援学校 の教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、中 学校、高等 等教育学校 又は総合こ ども園の教 員)を含む。	第一欄に定 められた後、 特別支援学校 の教員(二種 免許状の授 与を受けよ うとする場 合にあつて は、幼稚園 、小学校、中 学校、高等 等教育学校 又は総合こ ども園の教 員)を含む。
の実務証明 責任者の証 明を有する ことを必要	として良 好な成績で 勤務した旨	～	～	～	～	～

所要資格 受けよう	第二欄に定 めることを要 する特		第三欄に定 めることを要 する各免許 状を取得し た後、特別 支援学校の 教員(二種) と、別支教 学校の教員 (二種免 許状の授 与を受け ようとする 場合にあつ ては、幼稚園 、小学校、中 学校又は高等 学校の教員 の免許状の種 類		第二欄に定 めることを要 することを要 する各免許 状を取得し た後、大学 において修 得することを 必要とする 最低単位 数	
	有するこ とを必要とす る最低在職 者の証明を 有することを 必要とす る実務証明責任 者	成績で勤務 した旨の実 務証明責任 者	中等教育学 校の教員を 含む。)と して良好な 成績で勤務 した旨の実 務証明責任 者	中学校、高 等学校又は 中学校、高 等学校	幼稚園、小 学校、中学校 又は高等学 校の教員を 含む。)と して良好な 成績で勤務 した旨の実 務証明責任 者	中等教育学 校の教員を 含む。)と して良好な 成績で勤務 した旨の実 務証明責任 者
る	る	る	る	る	る	る

所要資格	第一欄 第一欄	別表第八 (第六条関係)						類 とする免 許状の種	
		論	教	校	援	支	別		
	状	免	二種	状	免	一種	状	免	專修
有すること	第二欄 (第六条関係)	許状	免許	幼稚園、 小学校、 中学校又 は高等学 校の教諭 の普通免 許状	状	二種免許	状	一種免許	
有すること 第一欄に定	第三欄 (第六条関係)			三		三		三	
第一欄に定	第四欄			六		六		五	

所要資格	第一欄 第一欄	別表第八 (第六条関係)						類 とする免 許状の種	
		論	教	校	援	支	別		
	状	免	二種	状	免	一種	状	免	專修
有すること	第二欄 (第六条関係)	許状	免許	幼稚園、 小学校、 中学校又 は高等学 校の教諭 の普通免 許状	状	二種免許	状	一種免許	
有するこ 第一欄に定	第三欄 (第六条関係)			三		三		三	
第一欄に定	第四欄			六		六		一五	

所要資格	第一欄 第一欄	別表第八 (第六条関係)						類 とする免 許状の種	
		論	教	校	援	支	別		
	状	免	二種	状	免	一種	状	免	專修
有するこ	第二欄 (第六条関係)	許状	免許	幼稚園、 小学校、 中学校又 は高等学 校の教諭 の普通免 許状	状	二種免許	状	一種免許	
有するこ 第一欄に定	第三欄 (第六条関係)			三		三		三	
第一欄に定	第四欄			六		六		一五	

許状	る学校の免 を必要とす る各免許 状を取得し める免許状	状を取得した 後、当該 学校における 主幹教諭 (養護又は 栄養の指導 及び管理を つかさどる 主幹教諭を 除く。)、 指導教諭、 教諭又は講 師(これら に相当する 中等教育学 校の前期課 程又は後期 課程及び特 別支援学校 の各部の主 幹教諭(養 護又は栄養 の指導及び 管理をつか さどる主幹	おいて修得 することを 要する単位 数
----	--	---	------------------------------

状	とを必要とする学校の免許	とを必要とする各免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
状	学校における主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹	を取得した後、大学において修得することを要する単位数

状 況	とを必要 とする学 校の免許	とを必要 とする各免許 状を取得し た後、当該 学校におけ る主幹教諭 (養護又は 栄養の指導 及び管理を つかさどる 主幹教諭を 除く。)、 指導教諭、 教諭又は講 師(これら に相当する 中等教育学 校の前期課 程又は後期 課程及び特 別支援学校 の各部の主 幹教諭(養 護又は栄養 の指導及び 管理をつか さざる主幹	状を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数
--------	----------------------	---	---

種類 免許状の うとする	受けよ	教諭を除く 。)、指導 教諭、教諭 又は講師を
務証明責任 者の証明を 有すること を必要とす る	する	場合にあつ ては、幼稚 園の園長の 運営型認定 こども園の 主幹保育教 諭、指導保 育教諭、保 育教諭又は 講師を含む 。)として 良好な勤務 成績で勤務 した旨の実 務証明責任 者の証明を 有すること を必要とす る

種類 免許状の うとする	受けよ	教諭を除く 。)、指導 教諭、教諭 又は講師を
--------------------	-----	----------------------------------

種類 免許状の うとする	受けよ	教諭を除く 。)、指導 教諭、教諭 又は講師を
務証明責任 者の証明を 有すること を必要とす る	する	場合にあつ ては、総合 こども園の 主幹保育教 諭、指導保 育教諭、保 育教諭又は 講師を含む 。)として 良好な勤務 成績で勤務 した旨の実 務証明責任 者の証明を 有すること を必要とす る

種類 免許状の うとする	受けよ	教諭を除く 。)、指導 教諭、教諭 又は講師を
--------------------	-----	----------------------------------

種類 免許状の うとする	受けよ	教諭を除く 。)、指導 教諭、教諭 又は講師を
務証明責任 者の証明を 有すること を必要とす る	する	して良好な 勤務成績で 勤務した旨 の実務証明 責任者の証 明を有する ことを必要 とする最低 在職年数

免許状	小学校教諭第二種	幼稚園教諭普通免許状	年数	る最低在職
中学校教諭普通免許状	三	三	三	三
	二	一	二	二

免許状	小学校教諭第二種	幼稚園教諭普通免許状	年数
中学校教諭普通免許状	三	三	三
	二	一	二

免許状	小学校教諭第二種	幼稚園教諭普通免許状	種類
中学校教諭普通免許状	三	三	三
	二	一	二

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

国会提出中の 独法通則法改正後による条文 (最終形)	證定(レ)も國法改正法による改正	改 正 案	現 行
(社会教育の定義) 第三条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の措置に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する組織的な教育活動（体育及びシクリエーションの活動を含む。）をいう。	(社会教育の定義) 第一条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の措置に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する組織的な教育活動（体育及びシクリエーションの活動を含む。）をいう。	(社会教育の定義) 第一条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。	(社会教育の定義) 第一条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する教育活動を除き、主として青少年及び成人に対する組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。
(適用範囲) 第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一條に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就	(適用範囲) 第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一條に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就	(適用範囲) 第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第二條第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（同項に	(適用範囲) 第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第二條第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（同項に

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二条）第二条第一項に規定する国立大学法人（人）といふ。）及び行政法人（国立高等専門学校機構を含む。）が設立するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼稚園）（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八条）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの）をいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）
第四十四条（略）

（学校施設の利用）
第四十四条（略）

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二条）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項に規定する国立大学法人（人）といふ。）及び独立行政法人（国立高等専門学校機構を含む。）が設立するもの）をいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼稚園）（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八条）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの）をいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

（学校施設の利用）
第四十四条（略）

（学校施設の利用）
第四十四条（略）

合二つとも園法第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二条）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項に規定する国立大学法人（人）といふ。）及び独立行政法人（国立高等専門学校機構を含む。）が設立するもの）をいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

規定する公立学校をいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

2 前項において「学校の管理機関

前項において「学校の管理機關」

前項において「学校の管理機関

前項において

「されば、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大學にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼稚園機型認定ども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼稚園機型認定ども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

「」とは、国立学校にあつては設置者である、国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大學にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、幼稚園型認定による園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼稚園型認定による園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

」とは、国立学校においては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大學にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、総合病院にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び総合病院以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

「は」国立学校はあくまでも設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十一号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百一十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は國立学校に対し、地方公共団体の長は当該

(社会教育の講座)

文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当

(社会教育の講座)

四十八条 文部科学大臣は國立学校に対し、地方公共団体の長は当

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
(定義) 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第一二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。	(定義) 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第一二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。	(定義) 第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第一二十六号）第一条に規定する学校をいう。
2・3 (略) (所轄庁)	2・3 (略) (所轄庁)	2・3 (略) (所轄庁)
第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等	第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第一号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の総合こども園にあつては、当該指定都市等の長）とす	第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

の長) とする。

一五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(幼稚園型認定)とも園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十一条の規定は、適用しない。

る。

一五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(総合)とも園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)及び第二项(第三十二条第二項、第五十条第二項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第二十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の三(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)及び第四项(第六十四条第五項において

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)及び第二项(第三十二条第二項、第五十条第二項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第二十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の三(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)及び第四项(第六十四条第五項において

て準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

12 第四条第二号、第六条、第九条第一項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第八条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子）において同条の規定により私立の幼稚園を設

附 則

12 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の者による設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）並びに総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設

附 則

12 第四条第一号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第一項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第八条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし

も行なうする教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二号。以下この項において「認定」とも國法「一部改正法」という。)附則第三条第一項に規定するみなし幼保連携型認定ことも園(以下この項において「みなし幼保連携型認定ことも園」という。)を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第一十一条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。)を除く。)によって設置されたみなし幼保連携型認定ことも園及び認定ことも園法(部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定ことも園をいう。以下この項において同じ。)及び社会福祉法人によって設置された総合ことも園を含むものと。第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の総合ことも園を設置する者及び総合ことも園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

開いていた者であつて当該幼稚園を廃止して総合ことも園(当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることとその他の文部省令で定める要件に該当するものに限る。)を設置する者(社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)を除く。)によって設置された当該総合ことも園(以下「学校法人立等以外の総合ことも園」という。)及び社会福祉法人によって設置された総合ことも園を含むものと。第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の総合ことも園を設置する者及び総合ことも園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

○ 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行	(定義)
(定義)	(定義)	(定義)	(定義)
<p>第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第一条第七項に規定する幼稚園型認定こども園（第三項において「幼保連携型認定こども園」という。）で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学及び幼稚園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学及び幼稚園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>	<p>第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十二年法律第二十六号）第一十四条法律第二号）第二条第一項に規定する総合こども園（第二項において「総合こども園」という。）で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学及び総合こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学及び総合こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>	<p>第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十二年法律第二十六号）第一十四条法律第二号）第二条第一項に規定する総合こども園（第二項において「総合こども園」という。）で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学及び総合こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学及び総合こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>	<p>第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十二年法律第二十六号）第一十四条法律第二号）第二条第一項に規定する総合こども園（第二項において「総合こども園」という。）で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のための賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学及び総合こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学及び総合こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>

○ 公職選舉法（昭和二十五年法律第百六〇）

(下線部分は政府案による改正部分、波線部分は修正後整備法による影響部分)

修正後整備法による改正	改 正 案	現 行
(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)	(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)	(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)
第五百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十一年法律第一六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の措置に関する法律（平成十八年法律第七百七号）に規定する幼稚園運営認定なども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。	第五百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十一年法律第一六号）に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第二百四十九号）に規定する総合こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。	第五百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十一年法律第一六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。
(連呼行為の禁止)	(連呼行為の禁止)	(連呼行為の禁止)
第五百四十一条の一 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。	第五百四十一条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。	第五百四十一条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。
2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校及び総合こども園法第二	2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校及び総合こども園法第二	2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一

する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。」及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならない。

条第一項に規定する総合こども園をいう。以下同じ。」及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならない。

び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならない。